

今号の主な記事	
2面	介護に必要な住宅改修費や福祉用具購入費などの一部支給ほか
3面	学校施設更新計画への意見募集、キッズCon.チャレンジほか
4面	こどもの森児童館の開館、情報ボックスほか

No.2071

めぐろ区報

令和2年(2020年) 7/15
毎月5・15・25日発行



人口と世帯	
住民記録者数	283,132人
(うち外国人数)	9,508人
男	133,849人
女	149,283人
世帯数	159,812世帯
2.7.1現在の住民記録による	

Q どこで探せばいいの？

ビオトープと呼ばれる小さな池がおすすです。東山公園や中目黒公園、菅刈公園、めぐろ区民キャンパス公園、林試の森公園などにあります。ビオトープを設置している小学校（18カ所）もあるので、小学生は休み時間などにのぞいてみてください。
碑文谷公園や駒場野公園にある池、目黒川などでも、ぜひ探してください。

Q 水辺の調査で何が分かるの？

昔からいるいきものがいたら、水がきれいなことが分かります。昔はいなかったいきものがいたら、水が変わり、まちの環境が変わったことが分かります。

めぐろいきもの气象台調査

水辺でいまものを探してみよう

区は、毎年テーマを決めて、区内のいきもの調査をしています。生息するいきものは、今の環境を知る手掛かりになるからです。

今年のテーマは「水辺のいきもの」。水辺には魚や植物、虫、鳥など、さまざまないきものが暮らしています。水辺でいきものを探して、その情報を、ぜひ知らせてください。

寄せられた情報で、「目黒区いきもの住民台帳」という冊子（右写真）を作っています。これまで作成した目黒区いきもの住民台帳は、ホームページ（右コード）に掲載しています。ぜひご覧ください。

問みどり土木政策課みどりの係（☎5722-9359、FAX3792-2112）



Q 見つけたらどうする？

1 記録をしよう

いつ（〇月〇日の屋ごろ）、どこで（〇〇公園）、何が（シオカラトンボ）、どうしていた（2匹で飛んでいた）、感想（久しぶりに見た）を書きましょう

2 できれば写真を撮ろう

種類を見分けるなどの貴重な資料になります

3 発見情報を送ろう

「水辺のいきもの情報」と明記のうえ、住所、氏名（ふりがな）、電話、発見情報を書いて、郵送・FAX・Eメールまたは電話で、みどり土木政策課みどりの係（〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9359、FAX3792-2112、✉sizen@city.meguro.tokyo.jp）へ

探すときの注意

- 1人で行かない（小学生以下は保護者と一緒に）
- 水の中に入らない
- できるだけ長袖・長ズボンで。帽子を忘れずに
- 水筒を持って、小まめな水分補給を

！ こないいきものが見つかるかも

クロスジギンヤンマ



体長は64～87mm。胸の側面に2本の黒い筋がある。ヤゴ（幼虫）の情報也大歓迎

アメンボ



体長は11～16mm。集団で水面に浮いていて、比較的見つけやすい。体は黒色で触角が長い

メダカ



体長は4cmくらい。絶滅危惧種に指定されるほど、野生のメダカは激減している

モツゴ



体長は8cmくらい。小さい受け口が特徴。池の岸辺や川の流れが緩やかな部分にいる

コサギ



体長は60cmくらい。体は白く、足の指が黄色。川沿いに留まっていることが多い

オモダカ



白い花をつける水生植物。名前は矢尻形の葉が人の顔に似ている「面高」が由来

介護に必要な住宅改修費や福祉用具購入費などの一部を支給します

☎介護保険課介護保険給付係（☎5722－9847、📠5722－9716）

	住宅改修（事前申請が必要）	福祉用具購入	福祉用具貸与
サービスの種類	自宅で生活が続けられるよう、住宅改修費の一部を支給（上限あり）	日常生活の自立を助けるために購入した福祉用具の費用の一部を支給（上限あり）	利用者とケアマネジャーで決めるケアプランに基づき貸与
支給対象	手すりの取り付け、段差の解消、床材変更（滑り防止など）、扉の取り替え、洋式便器への取り替えほか ※老朽化対策の工事は対象外	腰掛け便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分 ※原則、同じ用途・性能の用具の複数購入や、同一種類品の再購入は対象外 ※都道府県が指定した福祉用具販売事業者から購入すること	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ 〈原則、要介護 2 ～ 5 のかたが対象の用具〉 車椅子・特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人はいかい感知機器、移動用リフト（つり具を除く）、自動排せつ処理装置（要介護 4 ・ 5 のみ）
自己負担額	費用や介護保険負担割合により異なる		レンタル費の 1 ～ 3 割（介護保険負担割合）
提出書類	●事前申請書類（着工前） ●完了報告書類（工事・支払い完了後）	●福祉用具購入費支給申請書類（福祉用具購入後）	なし（要支援 1 ・ 2、要介護 1 のかたは貸与確認依頼兼確認書が必要な場合あり）



介護保険の要支援・要介護に認定され、自宅で生活しているかたは、生活環境を整えるために、住宅改修費や福祉用具購入費の一部支給、福祉用具の貸与サービスを受けることができます。希望するかたは、ケアマネジャーや地域包括支援センターへ相談してください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

☎子育て支援課手当・医療係（☎5722－9645、📠5722－9328）

申請方法など、詳細はお問い合わせください。なお、子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、受給できないことがあります。

児童扶養手当（要申請）

対象 次の①～④のいずれかの子ども（18歳の 3 ／31まで。中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているかた
①父母の離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある
②父（母）が保護命令を受けている、または 1 年以上拘禁されている
③父（母）に 1 年以上遺棄されている
④父（母）に重度の障害がある
※父（母）が事実上の婚姻関係にある（④を除く）、父（母）または子どもが手当額以上の公的年金を受給している場合は受給不可
手当額 所得に応じて、月額10,180～43,160円（第 2 子5,100～10,190円、第 3 子以降 1 人当たり3,060～6,110円を加算）

所得制限額

扶養人数	請求者		孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0 人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1 人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2 人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
以下、扶養人数が 1 人増すごとに380,000円を加算			

受給者に、現況届を送付します。手続き方法を確認のうえ、8 ／ 3 ～31に、手続きをしてください。

特別児童扶養手当（要申請）

対象 20歳未満で心身に中度以上の障害がある子どもを養育しているかた
手当額 障害が重度のかたは月額52,500円、中度のかたは月額34,970円（いずれも子ども 1 人当たり）

所得制限額

扶養人数	請求者	配偶者・扶養義務者
0 人	4,596,000円	6,287,000円
1 人	4,976,000円	6,536,000円
2 人	5,356,000円	6,749,000円
以下 1 人増すごとに加算	380,000円	213,000円

受給資格者に、所得状況届を送付します。8 ／ 7 ～31（必着）に、子育て支援課へ同封の返信用封筒で郵送してください。

障害があるかたへの心身障害者福祉手当など

☎障害者支援課支援サービス係（☎5722－9846、📠3715－4424）

下記の手当があります。
申請方法など、詳細はお問い合わせください。

対象	手当額（月額）	支給制限	所得制限額（※ 3 ）
心身障害者福祉手当（区）			
65歳未満（※ 1 ）で、 ①身体障害者手帳 1 ・ 2 級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳 1 ～ 3 度のかた ②身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度のかた ③区の指定する特殊疾病（難病）のかた（※ 2 ）	15,500円 10,000円 13,000円	施設入所者、保護者が児童育成手当（障害手当）を受給しているかた	3,604,000円（本人〈20歳未満の場合は保護者〉）
重度心身障害者手当（都）			
65歳未満で常時複雑な介護を要し、 ①重度の知的障害があり、介護者が常に目を離せず、特別な配慮が必要なかた ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複しているかた ③両上肢と両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難なかた（都による判定）	60,000円	施設入所者、3 カ月を超えて入院しているかた	3,604,000円（本人・扶養義務者）
特別障害者手当（国）			
20歳以上で常時特別な介護を要し、おおむね ①身体障害者手帳 1 級（一部 2 級を含む）、愛の手帳 1 度（一部 2 度を含む）の障害が重複しているかた ②①と同等の疾病、精神障害があるかた（専用の診断書で判定）	27,350円	施設入所者、3 カ月を超えて入院しているかた	3,604,000円（本人）かつ 6,287,000円（配偶者・扶養義務者）
障害児福祉手当（国）			
20歳未満で常時介護を要し、おおむね ①身体障害者手帳 1 級（一部 2 級を含む）、愛の手帳 1 度（一部 2 度を含む）の重度障害があるかた ②①と同等の疾病、精神障害があるかた（専用の診断書で判定）	14,880円	施設入所者、障害年金受給者	3,604,000円（本人）かつ 6,287,000円（配偶者・扶養義務者）

- ※ 1 65歳前に身体障害者手帳などの交付を受け、所得制限等の理由で受給申請できなかったかたや、心身障害者福祉手当の受給資格喪失後、その支給制限事由がなくなったかたは、65歳以上でも対象
- ※ 2 東京都難病医療助成の特定医療費（指定難病）医療受給者証、または難病のマル都医療券が交付されている
- ※ 3 所得制限額は扶養人数が 0 人の場合。扶養人数により加算あり

学校施設更新計画（素案）作成に向けた基本方針にご意見をお寄せください

図学校施設計画課（☎5722-9307、📠5722-9333）

区立小・中学校のうち、25校が築50年以上を経過し、老朽化対策が喫緊の課題となっています。児童・生徒や地域住民の安全・安心に向けて、小・中学校の建て替えなどを計画的に実施するため、整備手法などを具体的に示す学校施設更新計画を策定する予定です。基本方針を作成しましたので、ご意見をお寄せください。

説明会を開催予定です（事前予約が必要です）。詳細はホームページ（右コード）をご覧ください。お問い合わせください。



意見の提出方法

書式は問いませんが、「学校施設更新計画（素案）作成に向けた基本方針への意見」と明記のうえ、住所・氏名（ふりがな）、団体の場合は所在地・団体名・代表者名、在勤・在学者は所在地・名称を記入し、郵送、FAX、Eメールで、8/28（必着）までに、総合庁舎本館5階学校施設計画課（〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、📠5722-9333、✉gakkoukoushin1@city.meguro.tokyo.jp）へ。頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します（原文、住所・氏名などは公表しません）。

基本方針（全文）は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・5階学校施設計画課、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、図書館、ホームページ（左コード）でご覧になれます。※感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります

消費生活を楽しく学ぼう キッズCon.チャレンジ

図消費生活センター係（☎3711-1133、📠3711-5297）

「Con.」は、コンシューマーの略語で、消費者のことです。

子どもたちに小さな消費者としての力と知識を身につけてもらうため、夏休みに楽しく参加できる小学生向けのパネルクイズを実施します。挑戦者には参加賞があります。

希望者は当日会場へ。

パネルクイズ

日時 8/3（月）～21（金）
10:00～16:00
（土・日曜日、8/10を除く）

会場 消費生活センター
（目黒2-4-36
区民センター内）



▲パネルクイズに挑戦する子どもたち

この問題分かるかな？
学校の校歌をインターネットに自由に公開してよい。
○か×か。
答えは会場のパネルを見てね

おうち時間で、楽しく学ぼう！消費生活

食べ物やお金のことなどについて、クイズなどで楽しく学べる小・中学生向けのホームページ（右コード）を紹介しています。ぜひチャレンジしてみてください。



出典：農林水産省ホームページ



出典：東京都ホームページ



出典：東京都ホームページ

◀さまざまなコンテンツで楽しく学べます

権利擁護センター「めぐる」
元年度事業報告

図権利擁護センター「めぐる」（☎5768-3964、📠5768-3965）

権利擁護センター「めぐる」は、高齢者や障害のあるかたが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。また、保健福祉サービス苦情調整委員の事務局としての業務も行っていきます。詳細は、目黒区社会福祉協議会ホームページ（右コード）をご覧ください。



相談事業

●一般相談（表1）

成年後見制度、高齢者や障害があるかたへの福祉サービスの利用・日常的な金銭管理などの相談を受け付けています。

●専門相談

（相談件数61件）

成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士や司法書士による無料相談を行っています。

表1 一般相談件数

内容	件数
権利擁護	1,619
成年後見制度など	901
苦情相談	83
その他	32
合計	2,635

日常生活自立支援事業・身体障害者等福祉サービス利用援助事業

（年度末契約件数42件）

判断能力が十分でない高齢者や障害のあるかたなどに、次の支援を行っています。

- 福祉サービス利用援助（郵便物などの書類整理、各種行政手続きほか）
- 日常的な金銭管理（預貯金からの生活費払い戻しや公共料金支払いほか）

成年後見制度の利用支援事業

●後見人などの紹介（紹介件数25件）

親族以外の後見人などを希望するかたには、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を紹介します。

●法人後見などの受任（表2）

親族や専門家に後見人を依頼することが困難なかたに、目黒区社会福祉協議会が法人として成年後見人などを受任しています。

●成年後見制度の啓発・親族後見人へのサポートほか

専門家で構成する組織「めぐる成年後見ネットワーク」と協力し、講演会や出張講座、親族後見人支援のための交流会などを実施しています。

表2 成年後見人などの年度末受任件数

内容	件数
成年後見人	8
成年後見監督人	9

元年度保健福祉サービス苦情調整委員による苦情調整事業（相談件数83件）

保健福祉サービスの苦情などを、利用者に代わり法律や福祉の専門家である保健福祉サービス苦情調整委員が、中立的な立場で調査し、対応します。

苦情申し立て（表3）

苦情調整委員と面談（予約制）後、申立書を提出し、申し立てを行いました。実施した申し立ては表3のとおりです。

表3 苦情申立件数

内容	件数
介護保険に関するもの	0
高齢者福祉に関するもの	0
保健福祉に関するもの	0
障害者福祉に関するもの	0
障害者総合支援法に関するもの	0
低所得に関するもの	1
子育て支援に関するもの	0
保育に関するもの	0
合計	1

苦情調整委員の対応状況（表4）

申し立てについて調査を行い、結果を申立人に通知するとともに、表4のとおり事業者などに要望等を行いました。「その他」として苦情調整委員の「発意による調査」（1件）を実施しました。

表4 苦情調整委員の対応件数

内容	件数
勧告	0
意見表明	0
文書による申し入れ	0
口頭による申し入れ	0
文書による要望	1
口頭による要望	0
申し立ての取り下げ	1
面談のみ	0
その他	1
合計	3

元年度苦情調整委員運用状況報告書は、8月上旬から、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・権利擁護センター「めぐる」、地域包括支援センターなどでご覧になれます。

※感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります

情報ボックス

（講座などへの申し込み方法）

ハガキ・FAXの記入例

- 1 講座名など
- 2 郵便番号・住所
- 3 氏名（ふりがな）
- 4 電話・FAX番号
- 5 年齢
- 6 性別

往復ハガキには、返信用にも住所・氏名を書いてください

記事に特に記載がない場合は、
●重複申し込み不可
●費用は無料
●対象者は原則、区内在住・在勤・在学者
●1人1枚1講習（コース・行事）
申込先に所在地がない場合の宛て先
〒153-8573
目黒区役所（住所記入不要）
○○○○課（申込先の宛て名）

講演・講習

大人のためのオンライン演劇ワークショップ「物語を描く」

日程 9／12・26、10／17・31、11／14・28、12／12の土曜日、12／13（日）。全8回 時間 13:00～16:00（12月は未定） 内容 五輪をテーマに物語を作る。9／26、12／12・13はめぐろパーシモンホールなどの会場で実施 講師 劇団ままごと主宰 柴幸男氏ほか 対象 18歳以上 定員 10人（抽選） 費用 参加費3,000円
申Eメールに、記入例1～6、演劇経験の有無と応募動機を書いて、8／5（必着）までに、めぐろパーシモンホール事業課（☎5701-2913、✉otonaengeki@persimmon.or.jp）へ

パソコン教室

講座名など 下表のとおり 会場 シルバー人材センターパソコン教室（下目黒2-20-19 下目黒住区センター内） 定員 各7人（先着）
申電話で、目黒区シルバー人材センターパソコン教室（☎☎共通6420-0235。10：00～16：00）へ

講座名	日程	時間	費用
初めてのパソコン	8／4（火）～6（木）・13（木）・14（金）（全5回）	①	教材費など16,200円
ワード基礎	8／4（火）～6（木）・11（火）・12（水）（全5回）	②	教材費など17,200円
ウィンドウズステップアップ	8／11～19の火・水曜日（全4回）	①	教材費など13,100円
デジカメ・スマホ画像処理と活用	8／13（木）・14（金）（全2回）	②	教材費など7,100円

時間 ①9：30～12：30②13：30～16：30

催し物

東京バレエ団～子どものためのバレエ「ねむれる森の美女」

日時 8／9（日）15：30開演、8／10（祝）11：30または15：00開演（い

ずれも開場は開演30分前） 会場 めぐろパーシモンホール大ホール（八雲1-1-1 区民キャンパス内） 出演 金子仁美ほか 料金 全席指定S席5,000円・A席4,000円（中学生以下は半額）、3歳児以下入場不可 チケット取り扱い めぐろパーシモンホールチケットセンター（☎5701-2904）。発売中 共催 目黒区芸術文化振興財団 目黒NBSチケットセンター（☎3791-8888）

お知らせ

マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスを一時停止します

全国的な機器保守作業のため、7／23（祝）～26（日）は、コンビニエンスストアで、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書・戸籍の附票の写しの交付サービスが利用できません。
目戸籍住民課住民記録証明係（☎5722-9795）

区展（目黒区民作品展）を中止します

新型コロナウイルス感染症拡大が終息に至っていない状況を踏まえ、中止します。
来年の開催に向け、ご支援・ご協力をお願いします。
目文化・交流課交流推進係（☎5722-9278）

介護保険負担割合証を更新します

介護保険の要介護（支援）認定を受けているかたに、新しい介護保険負担割合証を、7／17から送付します。
目介護保険課介護保険給付係（☎5722-9847）

3年版目黒区子ども条例啓発カレンダーの絵を募集します

採用作品は題名と氏名とともに掲載し、カレンダーを進呈します。ま

た、応募作品は、11月に総合庁舎内で展示する予定です。
テーマ 私の大好きなこと 規格 A3判まで。画材は自由 対象 5～18歳の区内在住・在学者（グループ可）。著作権は区に帰属
申作品の裏面に、記入例2～4と学年、題名、在園・在学者は名称、返却希望の場合はその旨を書いて、8／21（必着）までに、総合庁舎本館2階子育て支援課子育て支援推進係（☎5722-8723）へ郵送または持参
子どもの学習支援を実施する団体に運営経費の一部を補助します
区内の子どもの学習支援を実施する地域学習支援団体に、運営経費の

一部を補助します。要件や申請など詳細は、お問い合わせください。
目子育て支援課子育て支援推進係（☎5722-8723）

こども110番の家～協力家庭を募集します

こども110番の家は、子どもたちが身の危険を感じて助けを求めてきたときに、安心して立ち寄れる一時的な避難場所。子どもの安全を、地域の皆さんで見守ろうとする取り組みです。
協力していただける家庭などを随時募集しています。登録方法など詳細はお問い合わせください。
目生涯学習課青少年係（☎5722-9309）

目黒本町に新しい児童館がオープンしました

目黒本町1丁目の法務局跡地に、こどもの森児童館が開館しました。区で16館目の児童館となり、18歳未満の子どもと保護者などが利用できます。
新型コロナウイルス感染症対策のため、一部利用を制限しています。詳細は、こどもの森児童館にお問い合わせください。

こどもの森児童館

開館時間 9：00～20：00（18：00以降は中学・高校生のみ利用可）
休館日 第2・4日曜日、祝・休日（5／5を除く）・年末年始
※祝日と第1・3・5日曜日が重なった場合は開館し、翌日休館
所在地 目黒本町1-16-17 電話 ☎☎共通6303-1200

主な部屋

●オープンライブラリー（右写真①）
●キッチンスタジオ（調理室）
●ちびっこルーム（乳幼児室）
●わくわくルーム（児童遊戯室）
●ダンススタジオ
●音楽スタジオ
●体育館（右写真②）

整備・運営法人 株式会社こどもの森

併設施設

●まなびの森保育園学芸大学前（認可保育所）
●こどもの森学童保育クラブ

お気に入りの場所で自由に本が読める図書館

ボルダリングも楽しめる体育館

★感染症対策のため、講習などを中止する場合があります。最新情報はホームページをご覧ください

■目黒区保健所		+休日・土曜日・平日夜間などの診療・調剤案内		※事前連絡が必要です	
生活衛生課（総合庁舎本館3階） ☎5722-9505：犬の登録ほか ☎5722-9500：ねずみ、衛生害虫相談ほか ☎5722-9506：食品衛生ほか ☎5722-6852：区内診療所の相談・苦情ほか	小内 児科・	鷹番休日診療所（土）17:00～21:30（休）9:00～11:30、13:00～21:30 鷹番2-6-10 目黒区医師会館別館内 ☎3716-5311		歯 科	診療時間は9:00～11:30、13:00～16:30
		中目黒休日診療所（休）9:00～11:30、13:00～16:30 上目黒2-19-15 総合庁舎別館内 ☎5721-6110			7月19日（日） 勝俣歯科医院 祐天寺2-14-8-3F ☎3793-5515
保健予防課（総合庁舎本館3階） ☎5722-9396：肝炎検査、成人健康相談ほか ☎5722-9896：HIV・性感染症相談・検査ほか ☎5722-9503：予防接種、母子・歯科保健ほか	小児科	平日夜間小児初期救急診療 祝・休日を除く（月）～（金）20:00～22:45 大橋2-22-36 東邦大学医療センター大橋病院内 ☎3468-1251		歯 科	7月23日（祝） 奥居歯科 青葉台1-30-11-3F ☎5724-5724
		鷹番薬局（土）17:00～22:00（休）9:00～22:00 鷹番1-7-11 クレール鷹番101 ☎3792-6260			7月24日（祝） アサダデンタルクリニック 中根2-13-19-2F ☎3725-8848
碑文谷保健センター（碑文谷4-16-18） ☎3711-6446：成人健康相談、母子・歯科保健、 予防接種、検便ほか	調 剤	中目黒薬局（休）9:00～17:00 上目黒2-19-15 総合庁舎別館内 ☎3792-6190		東京都医療機関案内サービス ひまわり（24時間受け付け） ☎5272-0303	
■新型コロナウイルス感染症が疑われるかたの相談					
●目黒区新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）☎5722-9089、☎5722-9890（月～金曜日〈祝・休日を除く〉9：00～17：00） ●都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター☎5320-4592（月～金曜日17：00～翌日9：00、土曜・日曜・祝・休日は24時間）					